

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	みらかホールディングス株式会社
【英訳名】	Miraca Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役社長 鈴木 博正
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【電話番号】	03(5909)3335(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 工藤 志郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【電話番号】	03(5909)3337
【事務連絡者氏名】	執行役 工藤 志郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>その他の者に対する割当 0円</p> <p>本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">522,120,000円</p>
	<p>(注)1. 本募集は、平成25年6月25日開催の当社第63回定時株主総会決議及び平成25年6月28日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2. 募集金額は、ストックオプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。なお、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	<p>株式会社東京証券取引所</p> <p>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)</p>

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	1,145個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月8日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	みらかホールディングス株式会社 総務部（またはその時々における当該業務担当部署）
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年7月9日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、平成25年6月25日開催の当社第63回定時株主総会決議及び平成25年6月28日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 申込の方法

新株予約権の割当を受ける者（以下「新株予約権者」という。）は、平成25年7月8日に当社との間で「新株予約権割当契約」を締結することとします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の執行役員及び当社子会社の取締役、従業員のうち、当社の取締役会等が認めた者に対して割り当てるものであります。

4. 本募集の割当の内訳は以下のとおりであります。

割当対象者（ ）	人数	割当新株予約権数
当社の執行役員	8名	310個
当社子会社の取締役、従業員	33名	835個

() 割当対象者が、当社及び当社子会社の複数の役職を兼務している場合、主要な役職により記載しております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	114,500株 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。ただし、付与株式数は(注)1の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権割当日の前30営業日の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。ただし、当該価額が新株予約権割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値をもって行使価額とします。 ただし、行使価額は(注)2の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金522,120,000円 (新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格(平成25年7月9日に決定いたします。) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、行使価額とします。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成31年6月30日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みらかホールディングス株式会社 総務部(またはその時々における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿西口支店(またはその時々における当該銀行の承継銀行若しくは承継店)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由(転籍、会社都合による退職・辞任を含む。)がある場合は、新株予約権を行使することができるものとします。 新株予約権の分割行使はできないものとします(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

	その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合又は株式交換若しくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社又は完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 行使価額の調整

新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印（ただし、署名の習慣のある外国人は、署名をもって記名捺印に代えることができる。）のうえ、これを行使請求受付場所に提出するものとします。
- (2) 前記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式の行使価額の全額（以下「払込金」という。）を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行います。

5. 発行要項の公示

当社は、その本店に本新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとします。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

２【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）（注）１	発行諸費用の概算額（円）（注）２	差引手取概算額（円）
522,120,000	2,000,000	520,120,000

（注）１．払込金額の総額は有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額としております。

２．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

３．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

（２）【手取金の使途】

今回の新株予約権の発行募集は、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の執行役及び当社子会社の取締役、従業員のうち、当社の取締役会等が認めた者に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するために行なうものであり、資金調達を目的とするものではありません。

新株予約権の行使による払込は新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額、時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、新株予約権の行使による払込の手取金は当社の運転資金に充当する予定ではありますが、具体的金額は行使による払込が行なわれた時点の状況に応じて決定いたします。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出日後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書（第63期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年6月28日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年6月28日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

みらかホールディングス株式会社 本店
（東京都新宿区西新宿二丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。